

## 事前協議フロー

### 事前協議書提出（開発事業者→市）

関係各課分の図書も併せて都市計画課に提出してください。



### 事前協議会の開催（市役所にて）

事前協議書提出後、7～10日後に開催します。

### 各課意見集約・施行条件の提示（市→開発事業者）

概要説明・質疑に対する対応をお願いします。



### 各課意見に対する回答書提出（開発事業者→市）

各課の課長・担当者の確認印をもらい、最後に都市計画課に提出してください。



### 開発事業等施行同意書交付（市→開発事業者）

施行同意書交付後に、各種手続き（優良宅地認定申請、開発許可申請等）を行ってください。

※ 3,000㎡未満の開発事業は、市道認定迄の間に住宅等を建築する場合は、道路位置指定を必ず受けてください。